参 考 資 料 (補助金交付要綱)

		<頁>
1	地域社会教育振興事業費補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
2	大船渡市地域公民館整備事業費補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2
3	社会教育団体等育成補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4
4	大船渡市芸術文化協会運営事業補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 5
5	大船渡市郷土芸能協会育成事業補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 6

1 地域社会教育振興事業費補助金交付要綱

地域社会教育振興事業費補助金交付要綱(目的)

第1 地域の社会教育の振興を図るため、大船渡市立地区公民館(以下「地区公民館」という。)の運営に要する経費等に対して、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則(平成13年大船渡市規則第56号)及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助対象経費)

- 第2 補助金の交付の対象となる経費は、地区公民館が社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 22 条に規定する事業を行なうために要する経費のうち、 次に掲げる経費とする。
 - (1) 地区公民館の運営に要する経費
 - (2) 地区公民館の施設管理に要する経費
 - (3) 地域公民館の育成に要する経費
 - (4) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第3 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める。 (補則)

第4 この要綱に定めるものほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

大船渡市地域公民館整備事業費補助金交付要綱(目的)

第1 地域住民の集団活動、学習活動、集会等の拠点となる地域公民館の整備を支援することにより、地域コミュニティの維持及び強化を図るため、建物の新築、改築等をする地域公民館に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則(平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2 補助金の交付の対象となる工事の種類及び経費並びに補助額は、別表第 1のとおりとする。ただし、地盤の改良、土地の購入、外構の工事及び備品 等の購入に要する費用その他市長が補助金を交付することが不適当と認める 費用は、補助金の交付の対象となる経費から除くものとする。

(補助事業に要する経費の配分及び内容の変更)

- 第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
 - (1) 補助事業に要する経費の20パーセントを超える増減
 - (2) 建築場所、設置場所、施行箇所等の変更
 - (3) 前2号に掲げる変更以外の変更で補助額の増減を伴う変更 (提出書類及び提出期日)
- 第4 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表 第2のとおりとする。

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第2関係)

種類	経費	補助額
新築	建物の新築又は改築に要する費用のうち、本	左欄の経費の2分の1
又は	体工事及び附帯設備(電気設備、衛生設備等	に相当する額。ただし、
改築	をいう。以下同じ。)工事(以下「本体工事等」	500万円を限度とする。
	という。)に係る経費	

増築	既存の施設と一体を成す建物として当該施設	左欄の経費の2分の1
	の床面積を増加する工事に要する費用のう	に相当する額。ただし、
	ち、本体工事等に係る経費	150万円を限度とする。
修繕	建物本体及び附帯設備の補修に係る経費	左欄の経費の2分の1
		に相当する額。ただし、
		150万円を限度とする。

備考

- 1 改築には、既存の建物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根及び階段をいう。)の過半を改修する工事を含む。
- 2 修繕とは、建物本体又は附帯設備を補修する工事であって、当該工事に要する費用が50万円以上のものをいう。

別表第2 (第4関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4	大船渡市地域公民館整備事業費補助	第1号	1部	別に定め
条の規定	金交付申請書			る。
による書	1 事業計画書	第2号		
類	2 収支予算書	第3号		
	3 工事費の見積書の写し			
	4 設計図			
	5 その他市長が必要と認める書類			
規則第10	大船渡市地域公民館整備事業計画変	第4号	1部	別に定め
条の規定	更(中止・廃止)承認申請書			る。
による書	1 事業変更計画書	第2号		
類	2 収支変更予算書	第3号		
	3 その他市長が必要と認める書類			
規則第14	大船渡市地域公民館整備事業費補助	第5号	1部	別に定め
条第1項	金交付請求(精算)書			る。
の規定に	1 事業実績書	第2号		
よる書類	2 収支精算書	第3号		
	3 工事費の領収書の写し			
	4 その他市長が必要と認める書類			
規則第15	大船渡市地域公民館整備事業費補助	第6号	1部	別に定め
条第2項	金前金払請求書			る。
の規定に				
よる書類				

社会教育団体等育成補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、社会教育の振興を図るため、市内の社会教育団体等に対し、予 算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則(平成13年大船渡市規則第56号)及び この要綱により補助金を交付する。

(定義)

- 第2 この要綱において「市内の社会教育団体等」(以下「団体等」という。)とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 大船渡市地域婦人団体連絡協議会
 - (2) 大船渡市PTA連合会
 - (3) その他市長が認める社会教育団体等

(補助対象経費)

- 第3 補助の対象となる経費は、第2の各号に掲げる団体等が行う事業のうち、次 に掲げる事業に要する経費とする。
 - (1) その団体等の組織の運営に要する経費
 - (2) その団体等の目的を達成するための事業の実施に直接必要と認められる経費
 - (3) その団体等の加盟団体の育成支援に要する経費
 - (4) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

- 第4 補助金の額は、第3に規定する経費のうち、予算の範囲内で市長が定める。 (補則)
- 第5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成22年6月9日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

大船渡市芸術文化協会運営事業補助金交付要綱

(目的)

- 第1 大船渡市の芸術文化の振興を図るため、大船渡市芸術文化協会(以下「芸術文化協会」という。)が行う事業に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則(平成13年大船渡市規則第56号)及びこの要綱により補助金を交付する。(補助対象事業)
- 第2 補助金の交付の対象となる事業は、芸術文化協会が行う事業のうち、次に掲 げる事業とする。
 - (1) 芸術文化協会の組織の運営に関する事業
 - (2) 芸術文化活動の普及・奨励に関する事業
 - (3) 芸術文化創作活動の支援に関する事業
 - (4) 児童生徒に対する芸術文化の普及・奨励に関する事業
 - (5) 芸術文化の広域振興に関する事業
 - (6) 加盟団体の育成支援に関する事業
 - (7) その他市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第3 補助金の交付の対象となる経費は、第2各号に掲げる事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第4 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める。

(補則)

第5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附目

- この要綱は、平成22年4月23日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

大船渡市郷土芸能協会育成事業補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、民俗芸能の保存・継承を図るため、大船渡市郷土芸能協会(以下「郷土芸能協会」という。)に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則(平成13年大船渡市規則第56号)及びこの要綱により補助金を交付する。 (補助対象事業)

- 第2 補助金の交付の対象となる事業は、郷土芸能協会が行う事業のうち、次に掲 げる事業とする。
 - (1) 郷土芸能協会の組織の運営に関する事業
 - (2) 民俗芸能の保存・伝承活動に関する事業
 - (3) 民俗芸能の普及に関する事業
 - (4) 加盟団体の発表・出演に関する事業
 - (5) 加盟団体の育成支援に関する事業
 - (6) その他市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第3 補助金の交付の対象となる経費は、第2各号に掲げる事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第4 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める。

(補則)

第5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月23日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。